

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第三十号

(三五二)

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

四月二十日委員遠藤柳作君、中山壽彦君、植竹春彦君、最上英子君、木下源吾君及び菊川孝夫君が辞任につき、その補欠として宮田重文君、西郷吉之助君、青柳秀夫君、岡田信次君、内村清次君及び亀田得治君を議長において指名した。

委員長の補欠

四月二十日小柳牧衛君委員長が辞任につき、その補欠として青木一男君を議長において委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

岡田 信次君
小柳 牧衛君
内村 清次君
亀田 得治君
田畑 金光君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君

委員外議員

政府委員

総理府恩給局長 八巻淳之輔君
大蔵省主計局長 原 純夫君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

運輸省鉄道監 深草 克己君
警備府有鉄道 三枝 正勝君
社職員部長 吾孫子 豊君
日本国有鉄 道厚生局長 山本 英也君
日本電信電話 公社職員局長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○公共企業体職員等共済組合法案(田中啓一君外二十九名発議)

○委員長(青木一男君) ただいまから委員会を開きます。

小柳前委員長からごあいさつがございします。

○小柳牧衛君 この際、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私は先般来一個人の理由によりまして辞任を申し入れておったのでありますが、幸いに本日皆さんの御承認を得ましてまことにありがたうございします。私が委員長を引き受けて以来、常に皆さんの格別の御支援によりまして、常に内容のきわめて充実いたした會議を続けることができて、私としては、自分の良心に負いて、所信によって會議を進めていくことができまして、心から喜んでおった次第であります。かくのごとくいたしまして、本委員会が参議院のあるべき姿に

よりまして、大へん權威のある委員会として、その誇りを維持することができましたことは、一に皆さんの御支援のたまものと厚く御礼を申し上げる次第でございます。しかし、私はきわめてこういふことは不なれでありまして、いろいろ手違いも多かったようでありまして、大したおしかりもなく、かばっていただきましたことを願ひて厚くお礼を申し上げる次第であります。

幸い今度練達堪能の名委員長を迎えまして、本委員会は、一その名譽を發揚することと確信をし、かつ折つておる次第でございます。本委員会は今後重大なる法案、あるいは日本の運命を左右するとも言われるべき重大法案が審議されることと思ひますが、幸いに各位の御自重、御自愛を心から祈る次第であります。

はなはだ簡単でありますが一、言お礼をかねてごあいさつといたします。(拍手)

○委員長(青木一男君) 私、本日この委員会の委員長に選任されました。不なれの方でございますが、委員各位の御支持、御協力によって幸いこの重責を果していききたいと思ひます。どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○委員長(青木一男君) 委員の変更についてお知らせいたします。

四月十九日、長島銀藏君が辞任されまして、その補欠に最上英子君が選任されました。

君、遠藤柳作君が辞任されまして、その補欠に内村清次君、亀田得治君、宮田重文君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 次に理事補欠互選についてお諮りいたします。

理事長島銀藏君の委員辞任に伴い理事が一名欠員となつておりますので、その補欠を互選いたします。互選の方法については、便宜理事の指名を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたしました。それでは私が理事に宮田重文君を指名いたします。

ただいま委員の変更がございましたから、あわせて御報告いたします。中山壽彦君、植竹春彦君が辞任されまして、その補欠に西郷吉之助君、青柳秀夫君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 公共企業体職員等共済組合法案を議題といたします。本案に対して御質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○島村軍次君 昨日承りましたほか、提案者の提案理由によりまして、経過措置としての第二に、「引き続き新制度の下における組合員として期間を満了される者については、この法律が施行される日の前日に恩給法上の退職をしたものとみなし、」云々のことがありますが、この取扱いは提案の法律の方では何条で、しかもその内容に

ついでの説明を一つ求めたいと思ひます。

○委員外議員(田中啓一君) まことに恐縮ですが、技術上の問題でございますので、便宜説明員から説明をさせていただきます。

○説明員(吾孫子豊君) それではただいまの御質疑に対して御説明を申し上げます。「この法律が施行される日の前日に恩給法上の退職をしたものとみなし、」ということにいたしました理由は、過去の恩給法上の公務員でありまして期間を、新しい組合の組合員期間として通算することにしたのでございします。二重給付になることを避ける意味で、恩給法上の関係においては退職したものとみなすという規定にいたしてあるのでございます。それで条文の上で申し上げますと、付則の四条の、六十七ページでございますが、四条の二項にそのことが書いてあるわけでございます。

○島村軍次君 退職したものとみなすということになりまして、年限は通算する、そのときの恩給法上の権利義務はどうなりますか、具体的に言えば、退職したものとみなすということになれば、年限は通算するが、そのときに一時金でも支給するか、あるいはまた十七年以上経過した者については恩給法の規定に従つて退職したものとみなして支給するのかわりか、こういう点であります。

○説明員(吾孫子豊君) 恩給法上の権利義務の点から申しますと、退職とみ

あなたの方も忙しいというのだから、忙しいという理由を出して出てこないことは、これまた国会軽視であるけれども、まあ了承しながら法案の審議をいよいよ進めたわけですね。

きょうも事態は同様だったのです。一体大蔵省の所管の法律案、大蔵省からこの法律案が出されるのじゃなくて、内閣総理大臣がこの法案を国会に提出されるのです。その法律案の答弁に立たれる政府委員は、これは内閣総理大臣の代理として出ている。大臣は内閣総理大臣のかわり、あなた方はその大臣のかわり、そうするとあなた方の委員会における答弁、国会における答弁というものは、これは内閣総理大臣のかわりに答弁しているのじゃないか。いつもそういう態度をとっておられないが、こういう政府提案でない法律案の問題に関しては、あなた方は反対ではないと言いつつ、なおこれ以上閣議の決定がどうこうということは、これは少しおかしいと思う。筋が通らな。そういう態度なら、われわれいつもあるあなた方に質問する際に一々確かめてからなければ質問できないという理屈になるわけですね。どうですか。

○政府委員(原純夫君) どうもおっしゃっている趣旨がよくわかりませんが、大蔵省として反対でないと言いつつ、閣議で云々するとおっしゃられるのですが、本件につきままする政府の意見を問ひ合せになつておるわけですから、政府として意見をまとめます。これは閣議でまとめるわけですね。それまでに閣議各省の意見をまとめるわけですね。その閣議各省の意見としての大蔵省の意見は、

これはこういふふうに出ておられます。政府全体としては閣議でおまとめ願つて、よろしければよろしいというお答えをすることになりますので、次の閣議に願ひするつもりだといふふうの申しわけでありまして、先ほどお話をありましたように、本日の閣議に間に合ふぬかといふことで鋭意努力いたしたのでありますが、何分時間がございまして、ついに間に合ふなかつたといふことでございまして、その点は御了承願ひしたいと思います。

○千葉信君 閣議で決定して、政府としての方針に基いてあなたの方から明快に答弁いただくことは、これは最も好ましいのです。しかしあなた方がこへ出席される時に、一体何の資格で委員の質問に対して答弁するの。これは議員提出の法律案ですが、政府提出の法律案の場合には、内閣総理大臣の提案で、大臣は内閣総理大臣の代理で所管事項について答弁する。大蔵大臣が来ないで、あなたの方の政務次官だとか主計局長だとか、次長が来られるときには、大蔵大臣の代理ではありませんか、いいですか。その大蔵大臣の代理であるといふことは、内閣総理大臣の代理であるといふことにならぬかといふのです。その点はどうかと聞いておる。もしそれが、おれは単に大蔵省の主計局長にすぎない、おれの答弁じゃだめだからといふようなことならば、われわれ今後いつでも問題を審議する際に、あなたの方で決定してそういうことを答弁しているのかと一々確かめなければならぬ。私たちはそういうことについて

は、あなた方は正式に代表してこへ来ておられるから安心して——あまり安心はできぬけれども、形式上は安心してあなたの方に答弁してもらつてい。それで法律案の審議をする。しかし今後できないことになるんじゃないですか。そうするとますますこれから、あなた方は従来国会に対して非常に不勉強で出席率が悪かつた。今後はわれわれとしてあくまでも総理大臣でなければ、大臣なり次官でも了承できないといふようなことがあつたらぬといふのです。今度は今の答弁に関連して毎日やりますよ、こつちでは……

次長、これは表向きにそういう問題だけでなく、実際はこの前の議員提案の場合にも、閣議となつたこの法律案は、どうも政府として好ましくないといふことになつた。しかしその好ましくないといふ決定をした基礎は何かといふと、どこで一体そういう原案を出されたか、どこでそういうふうにしてこの共済組合法案は好ましくあらずといふ考えを持たれたかといふと、大蔵省じゃないですか。あなたの方の考えが最終的には閣議を制したのではないですか。全然その通りではない部分がありに、あつたとしても、根本はあなたの方の方針から出ている。そこで今度来る場合は、あなたの方ではあえてこれは正面から反対ではありせんといふことを言つておるのだから、われわれの場合には、国会法第五十七条の解釈もいろいろ疑義がある。たとえば実際に衆議院の方を通過してこつちの方へ送り込まれてはいる議員提出の法案、これは本年度は予算がつかないけれども、最終的には予算を伴う条件になつておる。衆議院の内閣委員会で、閣議の決

定はこうでございましてという答弁は、この条文通りにとつて上げてくるという措置をとらないで上げてきた。大蔵省もそれを知つておるだろう。今回の場合には、この内閣委員会は非常に親切に、この条文を拡大解釈してあなたの方の意向を聞き出さなかつたといふので今聞いておるのです。そこであなたに聞きたいことは、あなたの方で今度閣議に出される、一歩譲つてあなたの方で閣議に出される原案といふのは、今おっしゃつた通りの原案を出されることを確認していいですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○千葉信君 この法律の取扱いについてちよつと速記をとめてもらいたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) 速記を始め

お伺ひした問題ですが、今回の改正案中、共済組合の行方厚生事業に關し、昨日の御答弁によりまして、相当広範にわたつて約二百億の物資の取扱ひをやつておられるといふことでありますが、そこでその問題は、額の多いとか少いとかといふ問題は別の議論として、組合員のために生活必需品の物資の、つまり消費組合的な共済の趣旨を織り込んでやつておられることに對しては、本法の示すところ、あるいはまた国家公務員の共済組合等においてもやつておることでありまして、共済組合の本旨からいって間違ひなく当然であると思ふのであります。ただこれ

がために鉄道運賃の割引を八割もやつておられるといふことに對してはいろいろ議論があるわけでありまして。この点に關して昨日の答弁では、寄り寄り協議をいたしておるが、まだ決定の段階でないといふことであります。つまりこれを取り上げるということに對して、運輸省としてはこの措置についてどういふふうな経過と今後の見通しをお持ちになつておるか、あるいはまたどういふ措置をとられんとしておられるか、その点をつつ。

○説明員(深草克己君) ただいまの共済組合で取り扱つております貨物の割引の件でございまして、御承知のように、昨年の国鉄経営調査会におきまして、この問題が取り上げられました。割引はやるべきではないかといふ答申もいただいたおりましたので、その線で国鉄の方にも善処するようにいたしておりました。それで見通しをいたしましては、全廢いたしますか、それともある程度の若干の割引を残しますか、その点は今のところはつきりはいたしてありません。

○島村軍次君 これは昨日の答弁とは少し食い違つてきたわけですが、全廢を前提として協議中だといふお話であつた。今承りますと、運輸省の立場としては、経営調査会で全廢の意見が出ればそれに從つて善処するといふ意味の御答弁だつたと思ひますが、ちよつと言葉があいまいの点がありますが、その点はどうか。

○説明員(深草克己君) あいまいの点がございましてと思ひますが、最終決定は国鉄がやるのでございまして、私の方といたしましては、見通しとしてはいづれになりますかわからないという

○島村軍次君 これは昨日の答弁とは少し食い違つてきたわけですが、全廢を前提として協議中だといふお話であつた。今承りますと、運輸省の立場としては、経営調査会で全廢の意見が出ればそれに從つて善処するといふ意味の御答弁だつたと思ひますが、ちよつと言葉があいまいの点がありますが、その点はどうか。

○説明員(深草克己君) あいまいの点がございましてと思ひますが、最終決定は国鉄がやるのでございまして、私の方といたしましては、見通しとしてはいづれになりますかわからないという

ことを申し上げたのでございます。運輸省といたしましては、全廃を希望いたしております。

○島村軍次君 この善後措置の決定はいつごろの見通しですか。

○説明員(香孫子豊君) 昨日も申し上げましたので、国鉄当局といたしましては、ただいま運輸省の御説明にもございまして、全廃するということでは一応当局としての方針はきめておるわけでございます。ただやはりその従業員の福利待遇の問題でございますので、労働組合等ともやはりよく了解をつけて実施をいたしたいと思っておりますために、ただいまその問題につきましても労働組合側と話し合いを進めておる最中であるということをお断り申し上げます。昨日申し上げたわけでもございまして、時期としては、できるだけ早く了解をつけたら、そういふふうに思っております次第でございます。

○島村軍次君 国鉄の方針は全廃の方針をきめておる、そして内部の調整を今やっております、なるべく早くその方針に従って決定を急いでおる、こういふふうに了解してよろしゅうございませうか。

○説明員(香孫子豊君) お言葉の通りでございます。

○島村軍次君 それからなお補足的に本日承った問題の中で、資金の不足額に対して年々補てんのよりな形式で多少ずつ予算の上で計上してやつておられるようでありましたが、資金上このために非常な不足を来たすというふうなことは現在ではないのか、またこの資金の不足する場合にどういふ資金調達の方法をやられるのか、その点を一つ各三公社ごとに承わっておきたい。

○説明員(香孫子豊君) 国鉄の場合につきましても、従来この不足金補てんのためには、昨日も申し上げましたのですが、一定の率で整理資源率というものをきめておりますので、その率に従って補てんをして参つてきたわけでございます。今後は従来のように固定した整理資源率ということでは、多少なり方は違ふのでありますが、大体同じような方法で、公社の財政経営状態を勘案しつつ不足額の補てんを将来ともやつてゆくという計画にいたしてありますので、そのために非常に問題が起るといふことはまずまずないというふうに考へて、収支計画を立てておるような次第でございます。

○島村軍次君 他の二公社の方はあとから承るとして、私の申し上げたのは、今の補てんの問題とあわせて、たとへば退職金が非常に多いというような場合には、一時に資金を要することがあり、その資金を要する場合には、どういふ資金の調達方法を考へておられるか、相当額としても多いものが出る、その場合の措置を従来はどういう方法をとっておられたか、どこから調達して、どういふ方法をとっておられたか。

○説明員(香孫子豊君) 従来は、その支出額に比較いたしまして常に今までのところ収入の方が多うございまして、資金調達上問題が起つたようなことは従来はございせん。それから将来におきましても相当長い期間積立金も相当多額にもなつて参りますし、共済組合の支出が一時期にふくらんで、そのために問題が起るということはまずまずないと思つてございまして、非常に

多い場合には、その積立金に食い込むという場合はございませうけれども、その年の収入だけに頼つて支出をカバーしておるわけではございせんので、相当多額の積立金もできることになつておりますから、そのような心配はしないでもいいのじやないかというふうに考へられます。

○島村軍次君 電電公社と専売公社は……。

○説明員(三枝正勝君) 先ほどの公社の負担の計画につきましては、掛金に相当する分、公社の対応する分と、それから不足分に対するいわゆる整理資源に相当する部分につきましては、毎年公社の予算にその負担分として計上いたしております。将来の問題につきましては、大体先ほど香孫子局長からおつしやる通りで、専売の場合も同様でございます。

○説明員(山本英也君) 電信電話公社の場合におきましてもやはり同様でございます。不足財源につきましましては、一定の補てんを受けておりますが、多数の退職者が出るというよりなことはございせんし、一定の資金としては融通し得るといいますか、資金として保有すべきものは資金として保有してございまして、いまだ資金上困つたという点はございせん。

○島村軍次君 私の質問はそれで終了です。

○千葉信君 この法律案についてかなり肝心と思はれる点については昨日来質疑が展開されて、そうして要点はかなり尽したようです。それから御承知の通りこの法律案はいわば各党共同提案です。しかもその法律案の審議は同提

望もあるようですし、こちらで一つ、今、野本委員の方から一つだけ聞かしてくれという話がありますから、野本君に一つだけ質問を許すことにして下さい。あとは質疑打ち切り、討論省略、直ちに採決に入らんことの動議を提出いたします。

○野本品吉君 それではほんとうに一つお伺いいたします。それは二、三年前から恩給担保の貸付を国民金融公庫で行なつておるわけですが、この共済組合の場合ですね、その担保貸付のワケへ入れるか、入れないのか、その点。

○説明員(香孫子豊君) 現在の国家公務員共済組合法におきましてもそのワケに入つております。それでこの法案もその通り担保の何ができるようにしてございまして。

○野本品吉君 恩給局の方のあれはどうなんですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) この組合法に基きます年金につきましては、これが担保、国民金融公庫を通しての担保貸付ができるかどうかというお尋ねにつきましては、今お答えがあつた通りでございまして、恩給局といたしましてどうかという点につきましては、一般にこうした退職年金につきましては、国民金融公庫を窓口としてのみ貸し付けるといふ筋で通してあるという点に対しては、別段異議はございせん。

○委員長(青木一男君) 千葉君にあらためて動議の提出を求めます。

○千葉信君 本法律案については、先日来審議を続け、島村君並びに野本君の方からも要領のいい質問が出て、要点が尽されているようですから、かたがた、またこの法律案は各党共同提

案でもあるという立場から、このあたりで一つ質疑、討論を省略して、直ちに採決に入らんことの動議を提出いたします。

○委員長(青木一男君) 賛成ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) ただいま千葉君提出の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○島村軍次君 私は左の希望を申し上げます。

第一点は、本制度の運用に当りましては資金上あるいは予算上将来に禍根を残さないように相當の注意を要することだと思つております。長年の間の計算上では、いろいろこの計算の基

礎となるべき数字には、見方の問題もあると思うのでありますが、いずれにいたしましても三公社の経営の上にこの新制度によるいわゆる退職金、恩給等の負担が経営の上に悪い影響を及ぼすというようなこと、あるいは資金上に問題を起すというようなことのないように十分な措置を講ぜられることが第一点。

第二には、本日承りました新制度の執行に当って、従前の恩給法による既得権のある者に対する受給の選択権について多少不明確の点があるように認められるので、この点に關しては適当な機会に是正をするか、検討を加えて、適当な措置を講ずるかということに對してなお検討を加える必要があると思うのでありまして、この点を希望を申し上げたいと存じます。

第三には、公共企業体職員等のこの組合の制定に當りまして、いわゆる福祉事業のうちで、消費組合物資の取扱業務については、その共済組合本来の性格にかんがみまして、これが取扱について、わが国の中小企業の実態をよく把握されまして、その中小企業等の業務との調整について十分な留意をいたされまして、いわゆる大企業の性格を持つあるいは公社、つまり国鉄あるいは電電公社、専売公社等におきましても多数の職員の共済、あるいは福利増進の施設をやる場合において、少くともこれら中小企業者の業務について圧迫を来たすがごときことのないように万全の措置を講ずるよう注意を望みたいと思つてあります。以上の三点の希望を申し上げます。て、本案に賛成をいたします。

○委員長(青木一男君) 他に御発言が

なければ、討論は尽したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。公共企業体職員等共済組合法案を原案通り可決することに賛成のお方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則によりまして本会議における口頭報告の内容並びに議長に提出すべき報告書の作成、その他諸般の手續につきましては、慣例により、委員長に御一任願うことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、順次御署名を願います。

多数意見者署名

島村 軍次 吉田 法晴
田畑 金光 宮田 重文
廣瀬 久忠 亀田 得治
千葉 信 内村 清次
野本 品吉 岡田 信次
○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) 速記をつけ

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会